

令和元年第 17 回 議会運営委員会

【日時】 令和元年 12 月 18 日 (水) 午前 11 時

【場所】 第 1 委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

- (1) 閉会日追加議案について
議員及び委員会提出議案 1 件

資料 No. 1

- (2) 追加議案の取り扱い等について

- (3) 閉会日の日程について

資料 No. 2

議会の自律的な運営事項

- (4) 先例の見直しについて（一般質問等）

資料 No. 3

- (5) 定例会の反省について

4 その他

- (1) 次回会議日程（議会の自律的な運営事項：委員及び委員外委員のみ）

- ・ 1 月 8 日（水） 第 1 委員会室 午前 10 時から
調査研究事項について … 1/23（木）10:30 研修会に向けて

- (2) 監査委員制度についての学習会（委員及び委員外委員のみ）

- ・ 1 月 21 日（火） B 1 0 1 会議室 午前 9 時から

- (3) 議会運営に関する研修会（委員及び委員外委員のみ）

- ・ 1 月 23 日（木） B 1 0 1 会議室 午前 10 時 30 分から
(株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬和彦 氏と意見交換

5 閉会

令和元年飯田市議会第4回定例会
議員及び委員会提出議案一覧表

12月18日上程分

◎ 議員及び委員会提出議案 (1件)	
発委第7号	新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出について

令和元年飯田市議会第 4 回定例会

議事日程（第 5 号）

月	日	曜日	日 程
12	18	水	午後 1 時 開議 日程第 1 会議成立宣言 日程第 2 会議録署名議員指名 日程第 3 委員長報告 リニア推進特別委員会 日程第 4 議案審議 （1）総務委員会付託議案（6 件） 議案第138号、議案第139号、議案第143号から議案第145号まで及び 議案第158号 委員長報告、質疑、討論及び採決 （2）社会文教委員会付託議案（2 件） 議案第151号及び議案第152号 委員長報告、質疑、討論及び採決 （3）産業建設委員会付託議案（8 件） 議案第140号から議案第142号まで及び 議案第146号から議案第150号まで 委員長報告、質疑、討論及び採決 （4）予算決算委員会付託議案（7 件） 議案第154号から議案第157号まで及び 議案第159号から議案第161号まで 委員長報告、質疑、討論及び採決 （5）追加議案 議員及び委員会提出議案（1 件） 発委第 7 号 説明、質疑、討論及び採決 日程第 5 議員派遣 閉会

- ・ H議員 (H20・4定 12.8 P.321) ・ S議員 (H21・2定 6.9 P.137)
・ H議員 (H22・2定 6.11 P.325)

(12) 一般質問における質問内容は、原則として、同一会派に属する議員間では重複しないよう、会派内で調整するのを例とする

(平成9年1月22日の議会運営委員会において「原則として」を追加する旨を決定)

(13) 一般質問はにおける一問一答方式を、平成17年第3回定例会から、次のとおり試行によるものとする。(一部改正：令和元年12月48日議会運営委員会決定)

ア 質問方法

質問は質問台にて行うものとする。通告した質問項目ごとに区切って質問し、その都度、理事者側の答弁を受ける。質問は、内容の重複及び通告内容から逸脱なく行い、質問回数は制限しない。(一部改正：令和元年12月48日議会運営委員会決定)

質問における発言を「1回目の発言」及び「2回目以降の発言」に区分し、それぞれ次の表に定めるとおり行う。

発言の区分	発言場所	発言の主旨
1回目の発言	演壇	あいさつの後、質問概要を簡略に説明する。これに対し、理事者側は答弁を要しない。
2回目以降の発言	質問席	通告した質問項目ごとに区切って質問し、その都度、理事者側の答弁を受ける。質問は、内容の重複及び通告内容からの逸脱なく行い、質問回数は制限しない。

イ 理事者の答弁の場所 [削除]

白席で行う。

イ 質問時間

一の議員が一般質問を行うことができる時間は、質問時間と答弁時間を合計して60分以内とする。

ウ 質問内容等

- (ア) 同一の内容の質問が重ねて行われた場合は、理事者側は、答弁の重複を避けるため、2回目の以降のものには答弁しないことができる。
- (イ) 答弁において数値を求める質問をする場合は、その旨を事前に通告する。
- (ウ) 質問通告は、項目ごとに要旨を明確にして行う。
- (エ) 原則として、本会議の議案に関する事項は質問しない。
- (オ) 質問は簡潔にわかりやすく行い、質問内容は市が所管する事務の範囲で行う。
- (カ) 再質問は、最初に要望か質問かを明確に示して行う。
- (キ) 再質問は、既に行われた答弁に対して疑義がある場合にのみ行い、通告以外の事項や、新たな事項に対して行わない。
- (ク) 答弁に対し、同一趣旨の再質問は行わない。
- (ケ) 議員が項目ごとの再質問を終える際にはその旨を述べることとし、答弁者が当該再質問に対して答弁を終える際にもその旨を述べる。
- (コ) 質問に対する答弁に理事者側が時間を要する場合は、議長に申し出て許可を得なければならない。この場合において議長は、質問者にその旨を説明し、所要の時間を取る。
- (サ) 質問者は、答弁者を指名することができる。

(平成17年 8 月24日議会運営委員会決定)

(シ) 質問者は、所属する委員会の所管事務に関係なく質問することができる。

(平成21年 5 月25日議会運営委員会決定)

(14) 一般質問における一問一答方式を、平成17年第 4 回定例会から、正式に採用する。

(平成17年10月 3 日議会運営委員会決定)

(15) 一般質問は、次のとおり運用する。

ア 各会派（無会派議員を含む）への割当て按分時間は、会派所属人数（議長及び監査委員を除く）×40分とする。

イ 1 議員当たりの質問時間は60分を上限とする。

ウ 実施時期は平成21年第 2 回定例会からとする。

エ 定数の変動又は改選による会派構成の変更が生じた場合も、この時間按分方式の基本的考え方は継続する。（詳細については、変更の都度調整する。）

オ 時間管理は通告式とし、~~する。~~告示議運に、各会派質問者~~人数~~と按分質問時間を報告する。
ただし、議員数及び議会日程の兼ね合いにより、一般質問の総時間を最大14時間（840分）とするため、これを超える場合は、所属人数の多い会派から調整するものとする。

カ 通告受付順とするため、昼食をはさんでの質問となる場合もある。

(平成21年 5 月14日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年12月~~18~~日議会運営委員会決定)

(16) 一般質問は 2 日間の開催とし、開始時間については 9 時開会もあるという含みをもって、その都度告示議運で決定していく。

(平成21年 5 月14日議会運営委員会決定)

(17) いわゆる告示議運以降、市長への一般質問通告までの間に、議長に対して一般質問通告の取り下げの申し出があった場合について、以下のとおりとする。

ア 議長が、代表者会に諮ることなく、一般質問通告の取り下げを認める。

イ 中日議運において、経過（告示議運では通告の申し出があったが、その後一般質問通告の取り下げがあったこと、それにより、一般質問の日程を組み立てたこと）を事務局から説明し、日程を確認する。

ウ 市長へ一般質問通告後は、取り下げ等の場合、議会運営委員会で協議する。（先例による）

エ 一般質問通告の取り下げは、議長宛、書面でもって提出する。

オ 一般質問における質問者の順序は通告順とするが、既に議長への通告がなされている場合、取り下げた者があったときは、次の者を繰り上げる。

(平成27年 9 月 9 日議会運営委員会決定)

第 2 節 代表質問

(1) 代表質問制の確立 ・昭和44年第 2 回定例会から（S44・2定 6.10 P.6）

(2) 代表質問は第 1 回定例会においてのみ行うのを例とする。（この先例は(9)の施行により失効）

(昭和48年12月 1 日議会運営委員会決定)

(S48・4定 12.12 P.2)

(3) 代表質問は一般質問の最初に行うのを例とする。

(4) 代表質問は申し合わせの順序に従って行うのを例とする。

・昭和44年第2回定例会から、所属議員の多い会派から順に行い、所属議員が同数の会派がある場合は順序を交替して行う。(S44・2定 6.10 P.6)

(5) 代表質問の質問者は1会派1人とする。

・昭和43年3月8日の各派代表者会で決定(S43・4定 12.12 P.8)

(6) 会派構成要件を満たさない団体に、会派と同じ扱いで代表質問を行うことを認めた例(ただし、関連質問、一般質問は行わないことを例とする。)

・「議会運営委員会の委員の選出方法等について(平成20年8月12日全部改正)では、所属議員数3人以上を有する団体を会派としているが、所属議員が2名の公明党及び日本共産党を会派と同様に扱い、代表質問を行うことを認めた。

(昭和54年第1回定例会以後毎年同じ)

(7) 代表質問については、質問時間の制限は設けませんが、質問答弁を含め2時間以内を目安とする。

(平成15年2月24日議会運営委員会決定)

(8) 代表質問は、次のとおり運用する。これに伴い、前(7)の先例は廃止する。

ア 代表質問と一般質問の合計上限時間は、~~原則概ね~~14時間とする。

イ 各会派への割当て時間は、1会派当たり2時間以内(答弁時間を含む。)とする。

ウ 代表質問の全体所要時間は10時間を上限とし、残りの4時間で一般質問を行う。

エ 会派(無会派議員を含む)への割当て時間は、1人当たり10分×会派(無会派議員を含む)所属人数を基本とする。

オ 調整分の10分~~ー~~及び議長の10分~~及び監査委員の10分の合計2030分~~を、議長~~及び監査委員~~の選出会派以外の会派(無会派議員を含む)へ配分する。

※調整分10分とは、ウにある「残りの4時間で一般質問を行う」の4時間(240分)を議員数23人で按分した場合の余数。

(一般質問4時間=240分)－(10分×23人=230分)=10分

カ 代表質問及び関連質問を全て終了した後に、一般質問を行う。

キ 各会派は、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。(これを「ユニット方式」という。)

ク この先例は、平成21年第4回定例会から実施する。

(平成21年8月24日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年12月~~18~~日議会運営委員会決定)

(9) 平成20年第4回定例会から、代表質問は、毎年第4回定例会において行う。

(平成20年8月26日議会運営委員会決定)

(10) 代表質問に係る1回目の一括質問に対する一括答弁に対し、2回目から「一問一答方式」を導入する。

(平成22年4月26日議会運営委員会決定)

(11) 代表質問における1回目の一括質問及び2回目からの「一問一答方式」による発言のすべてを質問台にて行うのを例とする。